

## 令和6年度（2024年度）看護補助者処遇改善事業費補助金交付要綱

### （目的）

- 1 看護補助者の確保及び定着を促進するため、医療機関に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、看護補助者処遇改善事業実施要綱（令和6年1月11日付け医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知。以下「実施要綱」という。）、及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

### （補助事業者）

- 2 令和6年2月1日時点において、別表1に掲げる診療報酬のいずれかを算定している病院又は病床を有する診療所（以下「有床診療所」という。）であって、原則、令和6年2月中に、賃金改善を実施する旨の用紙を北海道に提出し、令和6年2月から5月までの間（以下「賃金改善実施期間」という。）、対象となる看護補助者の賃金改善を行う病院又は有床診療所（以下「対象医療機関」という。）とする。

### （補助事業）

- 3 対象医療機関において、別表1に掲げる診療報酬を算定する病棟（有床診療所は病床）に勤務し、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）並びに看護師長の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務（以下「看護補助業務」という。）に専ら従事する看護補助者（非常勤職員を含む。）を対象に、賃金改善実施期間、賃金改善を行う事業とする。

また、介護福祉士又は保育士等の資格保有者が看護補助者として看護補助業務に専ら従事している場合も本事業の対象とするが、看護職員や事務職員等の他の職種として雇用された者が、一時的に看護補助業務を行っている場合は、本事業の対象としない。

### （補助対象経費）

- 4 この補助金の対象経費は、別表2の2欄に掲げる経費とする。

### （補助金交付額の算定方法）

- 5 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 別表2の1欄に定める基準額と2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。

### （補助金の交付申請）

- 6 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、事業の終了後、知事が定める日までに、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式をいう。以下「保福様式」について同じ。）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画（実績）書 保福第1の2号様式
  - (2) 補助金等精算書 保福第1の30号様式
  - (3) 事業精算書 保福第1の31号様式
  - (4) 別に指示する様式

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
- (1) 規則及び本補助金交付要綱に従わなければならない。
  - (2) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、これを整理し、かつ、これを補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
  - (3) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。
    - ア 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
    - イ 補助事業等に関して不正にほかの補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
    - ウ アからイまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
  - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
  - (5) 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問することがあるので、これに協力しなければならない。
  - (6) この補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の交付決定)

- 8 知事は、国の交付決定後に、規則第4条に規定する補助金の交付決定及び規則第15条に規定する補助金の額の確定を同時に行い、申請者に通知する。

附則

この要綱は、令和6年（2024年）5月24日から施行する。

## 別表 1

## 【病 院】

A101	療養病棟入院基本料
A306	特殊疾患入院医療管理料
A308	回復期リハビリテーション病棟入院料
A309	特殊疾患病棟入院料
A311-2	精神科急性期治療病棟入院料
A312	精神療養病棟入院料
A314	認知症治療病棟入院料
A318	地域移行機能強化病棟入院料
A319	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
A207-3	急性期看護補助体制加算
	25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）
	25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満）
	50対1急性期看護補助体制加算
	75対1急性期看護補助体制加算
A211	特殊疾患入院施設管理加算
A214	看護補助加算
	看護補助加算 1
	看護補助加算 2
	看護補助加算 3
A106	障害者施設等入院基本料の「注9」に規定する看護補助加算又は看護補助体制充実加算
A308-3	地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算

## 【有床診療所】

A109	有床診療所療養病床入院基本料
A108	有床診療所入院基本料の「注6」に規定する看護補助配置加算
	看護補助配置加算 1
	看護補助配置加算 2

別表 2

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>対象医療機関の看護補助者の常勤換算数等に基づく金額として別表 1 に掲げる診療報酬を算定する病棟毎に、次のアとイを比較していずれか低い方の人数 × 4 × 6,990 円（※6,000 円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額）として算定した額を合計した額。</p> <p>ア 賃金改善実施期間の各月における対象看護補助者の常勤換算数の平均値</p> <p>イ 賃金改善実施期間において、別表 1 に掲げる診療報酬を算定するための標準的な看護補助者の配置数</p>	<p>賃金改善実施期間において、実際に対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費として、実施要綱に基づき算出された経費</p>	<p>10分の10以内</p>

注) 常勤の看護補助者の常勤換算数は 1 とする。

常勤でない看護補助者の常勤換算数は以下の算式によって算定された数とする。

<算式>

「当該常勤でない看護補助者が職務に従事する 1 週間の勤務時間（残業は除く。）」

÷ 「当該施設で定めている常勤職員の 1 週間の勤務時間」